

加古川市長 様

申請年月日 年 月 日

## 加古川市移住支援金交付申請書 (兼実績報告書及び請求書)

加古川市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

## 1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

## 2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	就業	テレワーク	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	起業	(請求金額)		円

## 3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「加古川市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
別紙3「加古川市移住支援事業に係る申請要件」に記載された内容について	A. 該当する	B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、加古川市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 加古川市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

## 4 転出元の住所・現住所への転入日

転出元住所	〒
転入日	

## 5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

(裏面あり)

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

7 移住支援金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	本店 出張所 支店 支所
預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号
口座名義人	(フリガナ)	

※ 本人名義の口座に限る。

管理コード (兵庫県及び加古川市使用欄) (求人管理番号または【起業】管理コード等)
---

<添付書類>

**【全ての方】**

- ・写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類) の写し
- ・住民票除票又は戸籍附票の写し (移住元での在住地、在勤期間を確認できる書類)
- ・現住所の住民票の写し
- ・市税確認承諾書 (収税課様式)
- ・移住支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し (振込口座の情報が確認できるもの。)

**【東京23区への通勤者であった方】**

- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・雇用保険被保険者証等 (雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

**【東京23区に通勤していた個人事業主であった方】**

- ・開業届出済証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・(開業届出済証明書等がない場合) 個人事業等の納税証明書等 (必要に応じて複数年度分)

**【東京23区に通勤していた法人経営者であった方】**

- ・登記簿謄本、登記事項証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- ・(登記簿謄本、登記事項証明書等が提出できない場合) 法人設立届出書提出時の控え (税務署の受付印があるもの) 又は法人税等の納税証明書等 (必要に応じて複数年度分)

**【東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であった方】**

- ・卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・雇用保険被保険者証等 (雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

**【世帯向けの金額を申請する場合】**

- ・移住元の住民票の除票の写し (申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

**【移住支援金 (就業) の場合】**

- ・就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

**【移住支援金 (テレワーク) の場合】**

■ 企業に雇用されている方

- ・所属先企業等の就業証明書 (自己の意思等を確認できる書類)

■ 個人事業主

- ・就業証明書 (本人が証明)
- ・開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等 (就業証明書の根拠資料となる書類)
- ・業務委託契約書等 (移住前、移住後。移住元での業務を継続していることが分かる書類)

■ 法人経営者

- ・所属先企業等の就業証明書
- ・法人設立届出書提出時の控え (税務署の受付印があるもの)、法人税等の納税証明書、登記簿謄本、登記事項証明書等 (就業証明書の根拠資料となる書類)
- ・業務委託契約書等 (移住前、移住後。移住元での業務を継続していることが分かる書類)

**【移住支援金 (起業) の場合】**

- ・起業家支援事業 東京23区枠交付決定通知書の写し

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 加古川市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び加古川市から求められた場合には、それに応じます。
  - 2 以下の場合には、加古川市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
    - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に加古川市以外の市区町村に転出した場合：全額
    - (3) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
    - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に加古川市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

ただし、2(2)及び(4)について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町や地域へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(署名)

---

加古川市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 兵庫県及び加古川市は、加古川市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。  
また、兵庫県及び加古川市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 2 移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、加古川市が申請者の住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- 3 移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、兵庫県又は加古川市が申請者の就業先へ就業状況など必要な情報を照会することに同意します。

(署名)

---

加古川市移住支援事業に係る申請要件の該当状況について

加古川市移住支援事業（移住支援金）の申請に当たっては、下記（１）、（２）及び（３）の全てに該当している必要があります。

**（１）次に掲げる事項の全てに該当している。**

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区内への通勤をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

**（２）次に掲げる事項の全てに該当している。**

- a 加古川市税を滞納していないこと。
- b 平成 31（2019）年 4 月 1 日以後に加古川市に転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- d 加古川市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

**（３）次に掲げる事項の全てに該当している。**

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他兵庫県及び加古川市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

（署名）